

平成24年8月20日

受益者の皆様へ

フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ株式会社

追加型証券投資信託「フランクリン・テンプレートン 日本株オープン」の 約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、追加型証券投資信託「フランクリン・テンプレートン 日本株オープン」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）第30条の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。

なお、この信託約款の変更に異議のない場合、お手続きは一切必要ございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している約款変更の内容および変更理由

当社（フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ株式会社）と三井住友アセットマネジメント株式会社は、当ファンドの運用体制を拡充するため、当ファンドの信託契約に関する委託者業務を三井住友アセットマネジメント株式会社が引き継ぐことに合意いたしました。この合意に基づき、当ファンドの委託者を当社から三井住友アセットマネジメント株式会社に変更するため、当ファンドの信託約款に所要の変更を行う予定です（以下「本信託約款変更」といいます。）。なお、本信託約款変更において、運用プロセスの記載内容の一部変更を予定しておりますが、当ファンドの商品性そのものに変更を加えるものではありません。また、本信託約款変更にあわせて、当ファンドの名称を「日本株・アクティブ・セレクト・オープン」に変更することを予定しております。

※ 当ファンドの主要投資対象である「フランクリン・テンプレートン 日本株マザーファンド」の委託者についても三井住友アセットマネジメント株式会社に変更される予定です。また、名称も「日本株・アクティブ・セレクト・マザーファンド」に変更される予定です。詳細は、後掲「信託約款の新旧対照表(案)」をご参照ください。

本件につきましては、旧投信法第30条に定める変更の内容が重大なものに該当するものとし

て、同法の規定に基づき、法定手続きを経て、信託約款の変更を行います。

(注) 改正前の投資信託及び投資法人に関する法律

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第2条により、同法第25条の規定による改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」を適用します。

投資信託及び投資法人に関する法律

第30条 投資信託委託業者は、投資信託約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

<ご参考：三井住友アセットマネジメント株式会社について>

平成14年12月1日に、三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社、住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイグローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社、さくら投信投資顧問株式会社の5社が合併して発足し、(1) 投資運用業に係る業務、(2) 投資助言・代理業に係る業務、(3) 第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

○三井住友アセットマネジメント株式会社の概要（平成24年6月末現在）

所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

設立年月日：平成14年12月1日

資本金：20億円

受託資産残高：5兆5,254億円

2. 手続きおよび日程

①受益者への交付書面（本書面）発送日・ 新聞公告日（日本経済新聞朝刊紙上）	：平成24年8月20日
②異議申立期間	：平成24年8月20日から平成24年9月20日まで
③信託約款変更の実施の決定日	：平成24年9月21日
④信託約款変更の届出日	：平成24年9月26日（予定）
⑤信託約款変更の効力発生日	：平成24年10月29日（予定）

前記①の公告日現在の受益者（平成24年8月17日までに取得申込みを完了された方を含みません。）は、前記②の異議申立期間中に、当社に対し、旧投信法第30条第2項から第4項までの規定に基づき、本信託約款変更に対する異議の申立てができます。異議申立てを行う方法につきましては、後記「3. 異議申立ての方法について」をご参照ください。

なお、本信託約款変更に異議のない場合、お手続きは一切必要ございません。

[異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えなかった場合]

平成24年10月29日（予定）を本信託約款変更の効力発生日とし、信託約款の変更を行います。

す。

[異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合]

信託約款の変更は行いません。この場合、本信託約款変更を行わない旨およびその理由を、前記異議申立期間終了後、速やかに受益者の皆様に書面でお知らせいたします。

3. 異議申立ての方法について

予定しております本信託約款変更に対して異議のある受益者の方は、本信託約款変更に対する異議申立てを行うことができます。本信託約款変更にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

異議を申し立てられる受益者の方は、「異議申立書」に必要事項をご記入の上、平成24年9月20日必着で、下記の宛先にご郵送ください。

宛先

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号 兼松ビルディング6階
フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社
企画総務部 異議申立受付係 宛

(注1) 取扱販売会社、取引店名や口座番号が欠落している場合、お名前およびご住所等のご記入内容が販売会社へ登録されているものと異なる場合等記入内容に不備がある場合には、異議申立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。

(注2) 異議申立てを行った受益者の受益権口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

取得した個人情報、本信託約款変更の手続きに必要な範囲でのみ使用いたします。なお、当社の個人情報保護方針につきましては、委託会社ホームページ http://www.franklintempleton.co.jp/japan/jsp_cm/aboutus/termsfuse_1.jsp に掲載しております。

(注3) 異議申立書をご送付いただいた場合、上記の個人情報の利用および共有にご同意いただいたものとさせていただきます。

4. 異議申立てをされた受益者の買取請求の手続きについて

本信託約款変更が決定した場合には、異議申立てをされた受益者は、以下の手続きにより、取扱販売者を通じて受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対し、自己に帰属する受益権について、当ファンドの信託財産による買取りを請求することができます。買取請求の受付は、平成24年10月19日までに必要書類を受託会社が受理したものに限りさせていただきますのでご了承ください。

異議申立てをされた受益者が、必ず買取請求をしなければならないということではありません。

(買取請求の手続き)

①フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社より、異議申立てをされた受

益者に対し、「買取請求のご案内」を発送

- ②「買取請求のご案内」の買取請求必要書類に必要事項をご記入
- ③買取請求必要書類を取扱販売会社へご提出
- ④取扱販売会社から、委託者である当社を経由して、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）へ買取請求必要書類の送付
- ⑤受託者での買取請求必要書類の受理および信託財産による買取りの実行
- ⑥受託者からご指定の銀行口座への買取代金のお振込み

買取請求された受益権の買取価額は、当ファンドの受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、受託者が買取請求必要書類を受理した日（取扱販売会社に買取請求必要書類ご提出の日ではありません。）に算出される当ファンドの基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いには通常のご換金の場合よりも日数を要する可能性があります。また、受託者より買取代金をお支払いする際に、振込手数料等が差し引かれますのでご了承ください。（通常の一部解約請求の場合には、当該負担はございません。）

異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、異議申立ての有無にかかわらず、通常通り、販売会社において、当ファンドの受益権の一部解約請求の受付を行います。ただし、買取請求を行った受益権については、一部解約請求を行うことはできなくなりますのでご注意ください。

<本件に関する問い合わせ先>

フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ株式会社 営業部
電話番号 03-3535-1299（受付時間は平日の午前9時～午後5時）

以上

<ご参考>

信託約款の新旧対照表（案）

フランクリン・テンプレトン 日本株オープン

変更後	変更前
<p>ファンド名：<u>日本株・アクティブ・セレクト・オープン</u></p> <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>主として「<u>日本株・アクティブ・セレクト・マザーファンド</u>」（以下「マザーファンド」といいます。）」の受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資します。わが国の株式に直接投資することもあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析し、バリュー株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化を捉えながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行います。TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>② <u>わが国の取引所に上場している株式を実質的な主要投資対象とし、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチにより、企業の成長性と株価の割安度を考慮し投資候補銘柄選定や業種配分等を行います。</u></p> <p>③ <u>実質的に組入れる銘柄の選定にあたっては、ファンドマネージャーおよびアナリストが直接の企業訪問等により取得した一次情報を重視した調査・分析を行い、組入れ銘柄を選択しポートフォリオを構築します。</u></p>	<p>ファンド名：<u>フランクリン・テンプレトン 日本株オープン</u></p> <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>主として「<u>フランクリン・テンプレトン 日本株マザーファンド</u>（以下「マザーファンド」といいます。）」の受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資します。わが国の株式に直接投資することもあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析し、バリュー株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化を捉えながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行います。TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>② <u>実質組入銘柄選択は以下の方法で行うことを基本とします。</u></p> <p><u>〈1〉東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所の各一部上場銘柄から流動性、健全性を勘案した約600銘柄の母集団を構築します。</u></p> <p><u>〈2〉上記600銘柄について成長性指標（*）、割安度指標（**）の双方を算出、業種別に相対的なマトリクス評価を行い、ダイナミックGARPアプローチ（***）によって300～400銘柄に絞込みます。</u></p> <p><u>（*）成長性指標－ROE（株主資本利益率）、EPSモメンタム（1株当たり利益の変化率）、売上高予想変化率、予想経常利益の修正率</u></p> <p><u>（**）割安度指標－修正PBR（株価純資産倍率）、PER（株価収益率）の変化率、PCFR（株価キャッシュフロー</u></p>

<p>④ ポートフォリオ構築後、リスク指標のモニタリングを行います。</p> <p>⑤ 株価指数先物取引等を含む株式の実質的な組入比率は、高位（原則として信託財産の純資産総額の90%以上程度）を維持することを基本とします。ただし株式・金融市場の大局的な流れを勘案し、短期的な相場変動に対してはより投資効率を高めるため、株式の実質的な組入比率を機動的に変更する場合があります。</p> <p>⑥ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>⑦～⑩ <略></p>	<p>倍率)</p> <p>(**) ダイナミックGARPアプローチ-銘柄スクリーニングのための相対評価にあたって、経済状況、市況・需給動向などを勘案し、一定の範囲内で成長性と割安度のバランスを変化させます。</p> <p>③ 上記300～400銘柄を調査対象銘柄として、ファンドマネージャーおよびアナリストが、直接の企業訪問、情報取得等の一次情報を重視した調査・分析を行い、組入銘柄を選択します。</p> <p>④ 上記①の母集団選定市場以外の市場の銘柄については、流動性、健全性を考慮しながら、成長性、収益性を個別に判断し、組入銘柄とすることがあります。</p> <p>③ 業種配分については、以下の分析結果を勘案して、ベンチマーク（TOPIX）からの乖離幅を決定します。</p> <p>① 定量的分析…各業種の成長性指標、割安度指標をもとに定量的にスコアリングします。</p> <p>② ファンダメンタルズ分析…循環要因と構造要因に分けて評価します。</p> <p>・循環要因…各種セミマクロ指標の循環的な変化に着目します。</p> <p>・構造要因…経済・社会・技術の変化など産業を構造的に変革させる事象に注目します。</p> <p>③ バリュエーション分析…時系列およびクロス・セクションでPER、PBRを分析します。</p> <p>④ 上記②の個別銘柄選択の後、上記③で決定された業種配分ウェイトによりポートフォリオを組成します。</p> <p>⑤ ポートフォリオ組成後、リスク指標のモニタリングを行います。</p> <p>⑥ 株価指数先物取引等を含む株式の実質的な組入比率は、高位（原則として信託財産の純資産総額の90%以上程度）を維持することを基本とします。</p> <p>⑦～⑩ <略></p>
---	--

約款	約款
<p>【信託の種類、委託者および受託者】</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>三井住友アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② <略></p> <p>【有価証券および金融商品の指図範囲等】</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として<u>三井住友アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「<u>日本株・アクティブ・セレクト・マザーファンド</u>」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p><後略></p> <p>②～⑥ <略></p>	<p>【信託の種類、委託者および受託者】</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社</u>を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② <略></p> <p>【有価証券および金融商品の指図範囲等】</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として<u>フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社</u>を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「<u>フランクリン・templton 日本株マザーファンド</u>」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p><後略></p> <p>②～⑥ <略></p>

フランクリン・templton 日本株マザーファンド

変更後	変更前
<p>ファンド名：<u>日本株・アクティブ・セレクト・マザーファンド</u></p>	<p>ファンド名：<u>フランクリン・templton 日本株マザーファンド</u></p>
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><略></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析し、バリュー株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化を捉えながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行いま</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><略></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① わが国の経済、社会、企業、技術等の潮流の変化をグローバルな視点で見極めることにより、マクロ、ミクロの両面で日本株式市場を評価・分析し、バリュー株投資（割安株投資）、グロース株投資（成長株投資）等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化を捉えながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行いま</p>

<p>す。TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>② <u>わが国の取引所に上場している株式を主要投資対象とし、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチにより、企業の成長性と株価の割安度を考慮し投資候補銘柄選定や業種配分等を行います。</u></p>	<p>す。TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。</p> <p>② <u>組入銘柄選択は以下の方法で行うことを基本とします。</u></p> <p><u>〈1〉東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所の各一部上場銘柄から流動性、健全性を勘案した約600銘柄の母集団を構築します。</u></p>
<p>③ <u>組入れる銘柄の選定にあたっては、ファンドマネージャーおよびアナリストが直接の企業訪問等により取得した一次情報を重視した調査・分析を行い、組入れ銘柄を選択しポートフォリオを構築します。</u></p>	<p><u>〈2〉上記600銘柄について成長性指標（*）、割安度指標（**）の双方を算出、業種別に相対的なマトリクス評価を行い、ダイナミックGARPアプローチ（***）によって300～400銘柄に絞込みます。</u></p> <p><u>（*）成長性指標－ROE（株主資本利益率）、EPSモメンタム（1株当たり利益の変化率）、売上高予想変化率、予想経常利益の修正率</u></p> <p><u>（**）割安度指標－修正PBR（株価純資産倍率）、PER（株価収益率）の変化率、PCFR（株価キャッシュフロー倍率）</u></p> <p><u>（***）ダイナミックGARPアプローチ－銘柄スクリーニングのための相対評価にあたって、経済状況、市況・需給動向などを勘案し、一定の範囲内で成長性と割安度のバランスを変化させます。</u></p>
	<p><u>〈3〉上記300～400銘柄を調査対象銘柄として、ファンドマネージャーおよびアナリストが、直接の企業訪問、情報取得等の一次情報を重視した調査・分析を行い、組入銘柄を選択します。</u></p> <p><u>〈4〉上記〈1〉の母集団選定市場以外の市場の銘柄については、流動性、健全性を考慮しながら、成長性、収益性を個別に判断し、組入銘柄とすることがあります。</u></p> <p>③ <u>業種配分については、以下の分析結果を勘案して、ベンチマーク（TOPIX）からの乖離幅を決定します。</u></p> <p><u>〈1〉定量的分析…各業種の成長性指標、割安性指標をもとに定量的にスコアリングします。</u></p> <p><u>〈2〉ファンダメンタルズ分析…循環要因と構造要因に分けて評価します。</u></p> <p><u>・循環要因…各種セミマクロ指標の循環的な変化に着目します。</u></p> <p><u>・構造要因…経済・社会・技術の変化など産業を構造的に変革させる事象に注目します。</u></p> <p><u>〈3〉バリュエーション分析…時系列およびクロス・セクションでPER、PBRを分析します。</u></p> <p>④ <u>上記②の個別銘柄選択の後、上記③で決定された業種配分ウエイトによりポートフォリオを組成します。</u></p>

<p>④ ポートフォリオ構築後、リスク指標のモニタリングを行います。</p> <p>⑤ 株価指数先物取引等を含む株式の実質的な組入比率は、高位（原則として信託財産の純資産総額の90%以上程度）を維持することを基本とします。<u>ただし株式・金融市場の大局的な流れを勘案し、短期的な相場変動に対してはより投資効率を高めるため、株式の実質的な組入比率を機動的に変更する場合があります。</u></p> <p>⑥ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>⑦～⑩ <略></p>	<p>⑤ ポートフォリオ組成後、リスク指標のモニタリングを行います。</p> <p>⑥ 株価指数先物取引等を含む株式の実質的な組入比率は、高位（原則として信託財産の純資産総額の90%以上程度）を維持することを基本とします。</p> <p>⑦～⑩ <略></p>
<p style="text-align: center;">約款</p> <p>【信託の種類、委託者および受託者】</p> <p>第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>三井住友アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p> <p>② <略></p> <p>【受益者】</p> <p>第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>三井住友アセットマネジメント株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。</p>	<p style="text-align: center;">約款</p> <p>【信託の種類、委託者および受託者】</p> <p>第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、<u>フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p> <p>② <略></p> <p>【受益者】</p> <p>第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする<u>フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社</u>の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。</p>

フランクリン・テンプレトン 日本株オープン
の約款変更に関する補足説明資料Q&A

Q 1 この約款変更は、どのような内容ですか？

当ファンドの委託者をフランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社から三井住友アセットマネジメント株式会社に変更する約款変更を予定しております。なお、この約款変更にあわせて、当ファンドの名称を「日本株・アクティブ・セレクト・オープン」に変更することを予定しております。また、運用の基本方針における投資態度について運用プロセスの記載内容を一部変更することを予定しております。

Q 2 なぜ約款変更を行うのですか？

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、当ファンドの運用体制を拡充するため、当ファンドの信託契約に関する委託者業務を三井住友アセットマネジメント株式会社に引き継ぐことに合意いたしました。この合意に基づき、当ファンドの委託者を当社から三井住友アセットマネジメント株式会社に変更するため、当ファンドの信託約款に所要の変更を行う予定です。

Q 3 三井住友アセットマネジメント株式会社の運用体制について教えてください。

株式運用グループの国内株式GARP運用担当、ヘッド以下ファンドマネージャー8名が運用をいたします。これに調査スタッフとして企業調査グループのヘッド以下33名（うち株式調査担当27名）と、エコノミスト8名が運用をサポートします。

Q 4 今後の運用方針に変更はありますか？

運用の基本方針は維持されます。マクロ、ミクロの両面で株式市場を評価・分析し、バリュー株投資、グロース株投資等の投資スタイルや大型株、小型株等の銘柄属性に制約を設ける運用ではなく、中長期的に市場の変化を捉えながら、あらゆる投資環境に柔軟に対応する運用を行います。企業の成長性と株価の割安度を考慮し投資候補銘柄選定や業種配分等を行います。

Q 5 何か手続きをする必要はありますか？

この約款変更にご同意いただける場合は、特にお手続きをしていただく必要はございません。ご同意いただけない場合は、異議申立てを行っていただきます。異議申立書に必要事項をご記入のうえ、フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社までご郵送ください。

Q 6 異議申立てとは何ですか？

異議申立てとは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（「旧投信法」といいます。）*および当ファンドの信託約款により定められた手続きであり、重大な約款変更および繰上償還に際して受益者の異議を問うものです。今回の重大な約款変更の内容に異議のある受益者は、異議申立てという形で約款変更に対する反対の意思表示をすることができます。異議を申し立てられた受益者の受益

権の合計口数が、公告日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合には、約款変更は行いません。

* 当ファンドは旧投信法に基づいて設定されているため、旧投信法およびその関連法令に基づいて手続きを行います。

Q7 重大な約款変更とは何ですか？

約款変更のうち、法令で定められている「重大なもの」に該当する約款変更を「重大な約款変更」といいます。この度の約款変更はファンドの委託者の変更であり、「重大なもの」に該当するため、「重大な約款変更」の手続きをとることとなります。

Q8 通常通りに購入・換金はできますか？

約款変更の手続き期間中であっても、通常通り購入・換金のお申込みができます。

Q9 目論見書は新しくなるのですか？

信託約款変更の効力発生日の平成24年10月29日（予定）以降は、新委託会社（三井住友アセットマネジメント株式会社）作成の目論見書をご使用いただくこととなります。